

マネージメント・レター 221**「年末調整の際の改正点」**

今年も年末調整の時期がきました。

本年分の年末調整について改正事項がありますのでご注意ください。

主なものは以下のとおりです。

1. 地震保険料控除の適用

平成 18 年の税法改正により、従来の損害保険料控除が見直され、新たに地震保険料控除が創設されました。内容は、その年中に支払った地震保険料の合計額のうち 5 万円を上限に『地震保険料控除』として控除する、というものです。なお、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成 19 年以降も従来の損害保険料控除と同様の控除（最高 15,000 円）が摘要されます。ただし、地震保険料控除と損害保険料控除の両方の控除を受ける場合には、控除額は合計で 5 万円が限度となります。

2. 定率減税の廃止

平成 18 年の税法改正により、平成 19 年分から定率減税が廃止されました。この廃止に伴って平成 19 年 1 月 1 日以降に使用する源泉徴収税額表が改正されています。

3. 国から地方への税源移譲に対応するための住宅ローン控除の特例の創設

平成 19 年分(住民税については平成 19 年度分)から実施された国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲により、一般的には所得税が減少し、住民税が増加することとなります。このため現行の住宅ローン控除を所得税から控除しきれない場合があり、これに対応するために特例が設けられました。

平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に取得した住宅を自己の居住のように供した場合(取得後 6 ヶ月以内に居住のように供した場合に限る)には、適用期間が 15 年間(控除率：1～10 年目は 0.6% 11～15 年目は 0.4%)となりました。

現行の住宅ローン控除の適用がある者については、平成 19 年分以後の各年分において、所得税額から控除し切れなかった住宅ローン控除額ある場合には、その控除し切れなかった金額を翌年度分の住民税額から減額することができます(この減額を受ける場合には、一定の書類を提出する必要があります)。

 **今月のワンポイント** 

インフルエンザは、今年北海道では既に流行が始まっているようですが、ワクチンの接種を受けることが最も確実な予防になります。早めに接種して、忙しい年末に備えてはいかがでしょうか。